

2017年8月から、ロシア極東沿海地方及びその他一部の地域において「電子ビザ」により入出国ができ、2019年10月からは、その適用範囲が拡大され、その適用範囲にサンクトペテルブルク市及びレニングラード州も含まれるようになりました。日本国民は、これにより、事前に[ロシア連邦外務省ホームページ](#)において必要事項を記入し申請することで、これまでよりも容易に査証を取得し、入出国審査を受けることができるようになっていきます。

一方で、電子ビザによるロシアへの入出国は、通常の査証とは異なる制限がいくつか設けられており、これまでも電子ビザに関するトラブルが発生しております。このため、サンクトペテルブルク市及びレニングラード州の入出国審査ポイントにおいて電子ビザにより入出国を行う予定の皆様には、以下の点を十分に留意されまますようお願いいたします。

● 電子ビザの申請の際、＜訪れたいロシア連邦の地方＞を「サンクトペテルブルク市とレニングラード州 (Saint-Petersburg and Leningrad Oblast)」と選択された方は、いかなる理由があっても同地方以外を訪問することはできません。以上の理由から、入出国地点についても、サンクトペテルブルク市とレニングラード州の入出国審査ポイント以外からの入出国は認められておらず、同一の審査ポイントからの入出国のみが認められております。入出国審査ポイントについては、ロシア連邦外務省ホームページを確認してください。

(なお、報道によれば、地域限定の電子ビザをロシア全土に広げようとする動きもあるようですが、まだ、できていない模様です。)

● 電子ビザにより許可されるロシア滞在期間は入国日を含めた8日間以内(※)です。

※入国日(初日)を1日目として数え、8日目の23時59分までに出国する必要があります。

● 電子ビザの申請は入国の20日前から4日前までに行う必要があります。また、発行手数料は無料です。

● 万一、許可期限を超過した場合や他地域からの出国を試みた場合、出国のための許可を取る必要がある上、罰金等ペナルティがあります。天候不順等による欠航、遅延などの理由で出国が困難となった場合には搭乗券を発給した運行会社や航空券を購入した旅行代理店にお問い合わせください。

● 電子ビザ申請画面に、姓と名を逆にする、生年月日を誤記入した場合、ロシア

入国審査時にパスポートの氏名と照合され、入国を拒否されますので、申請画面記入にあたっては十分にご確認ください。